

本管許可条件

工事に関して

- ・ 施工に際し、各種法令を遵守すること。また、「下水道施設計画・設計指針と解説」および「瑞浪市排水設備工事施工基準」に準拠すること。
- ・ 現場着工に先立ち、関係機関協議・埋設物確認を終え、着工届を提出すること。また、材料確認願を提出し材料検査を受けること。
- ・ 使用材料については自費工事申請時に添付し市の許可を得たものを使用すること。管材、人孔材料は日本下水道協会規格品とし、マンホール蓋は市の指定品を使用すること。
- ・ 変更が生じた場合は、速やかに報告し、承諾を得た上で施工すること。（場合によっては、変更図面等の提出を求める場合がある）
- ・ 施工管理、出来形管理、施工状況写真、段階確認については岐阜県建設工事施工管理基準に準拠して行い、成果品を整理して市に提出すること。また、段階確認は市に立会を申し込むこと。段階確認は管頂高、砂巻き厚について1箇所以上実施すること。（実施箇所については、協議による）
- ・ 他埋設物との離隔を30 cm以上確保すること。確保できない場合は事前に協議すること。
- ・ 舗装本復旧前に、仮検査を受けること。検査内容は、管内ミラー目視・高さ確認、延長確認を基本とする。
- ・ 完成後、完成書類（完成届、完成図面、完成写真等）を市に提出し、市の検査を受けること。市の基準に満たさない場合は再施工すること。検査に係る費用（仮検査含む）は、申請者（施工者）の負担とする。
- ・ 瑕疵担保期間を一年とする。瑕疵担保期間内に不具合が認められた場合は、直ちに、原因を究明し市に報告すること。また、協議を行い市の指示により申請者（施工者）の負担において改善すること。
- ・ 本管土被厚さは80 cm以上確保することを基本とし、浅埋となる場合は協議すること。
- ・ 本管勾配は管径により適正な勾配以上とすること。
- ・ 人孔での落差が0.6m以上となる場合は、副管を設置すること。
- ・ 人孔と管との接合には伸縮継手を設置すること。削孔位置はマンホール躯体目地および他削孔位置と10cm以上の離隔を確保すること。
- ・ マンホール間隔はφ600 mm以下で75m、φ1000 mm以下で100mとすること。
- ・ マンホールは本管φ600 mm以下中間点及びφ450 mm以下の会合点では1号、φ900 mm以下の中間点及びφ600 mm以下の会合点では2号マンホールとすること。
- ・ 小口径マンホール（φ300のレジン製を基本）については、下記条件により使用できる。
 - ①小口径マンホールが連続しないこと。
 - ②会合マンホールでないこと。
- ・ 終点の先に接続する可能性がある場合はマンホール止めとせず、延伸用管路をキャップ止めとすること。
- ・ その他、特に定めのない事項については、その都度協議すること。